

ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等の在り方の検討(事務局説明)

令和5年9月
総務省
総合通信基盤局

光ファイバの整備状況

- 近年、補助金等を活用した積極的な整備により、固定系超高速ブロードバンド（光ファイバ等）の未整備地域の解消が大きく進展したが、**依然として、未整備地域が一部に存在する**
- 都道府県別に見ると、**離島や山間地を多く有する地域**において整備が遅れており、**整備率の格差が発生している**

FTTHの世帯カバー率

2022年3月末

2018年3月末

2019年3月末

2020年3月末

2021年3月末

98.3%
(未整備98万世帯)

98.8%
(未整備66万世帯)

99.1%
(未整備53万世帯)

99.3%
(未整備39万世帯)

99.72%
(未整備16万世帯)

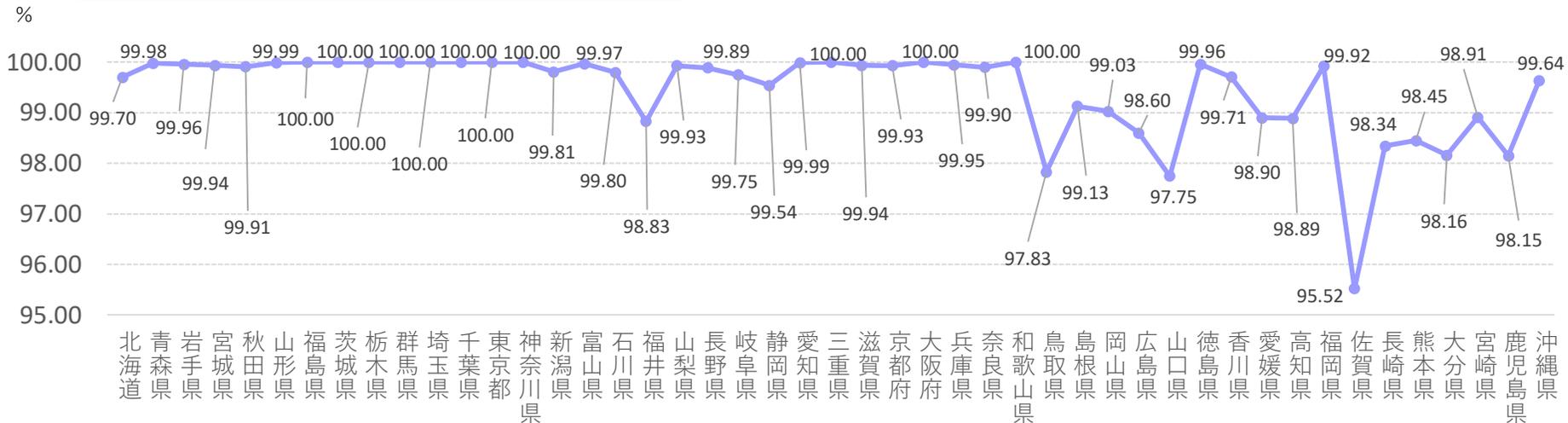
※ 町字別に、90%以上の提供がある場合は「1」、1～89%の提供の場合は「0.5」、提供なしの場合は「0」で世帯数を加重合計し、総世帯数で除したもの
 ※ カバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(2021年3月末時点以前は小数点以下第二位を四捨五入、2022年3月末時点は小数点以下第三位を四捨五入)

● 令和2年度二次補正予算で約500億円を措置

**2027年度末までに
99.9%を目指す**

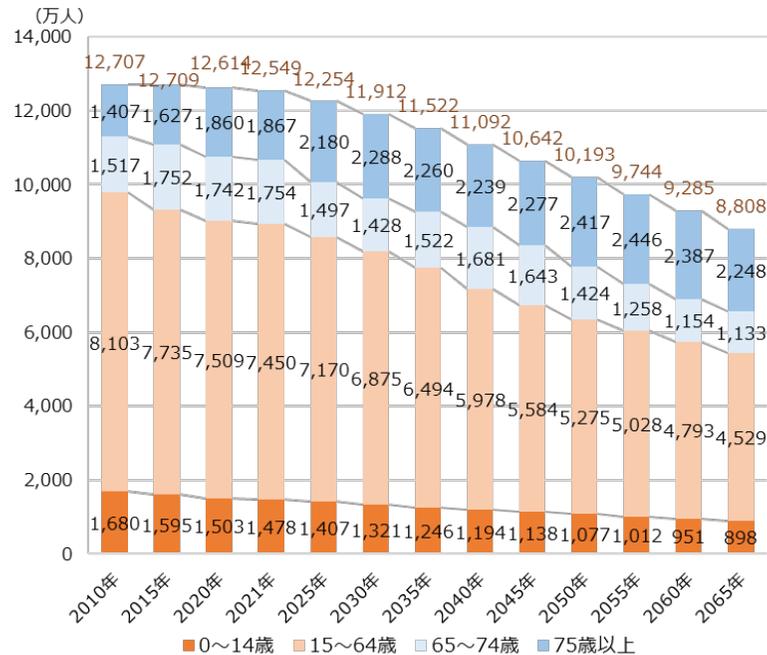
都道府県別の光ファイバ整備率

(2022年3月末時点)



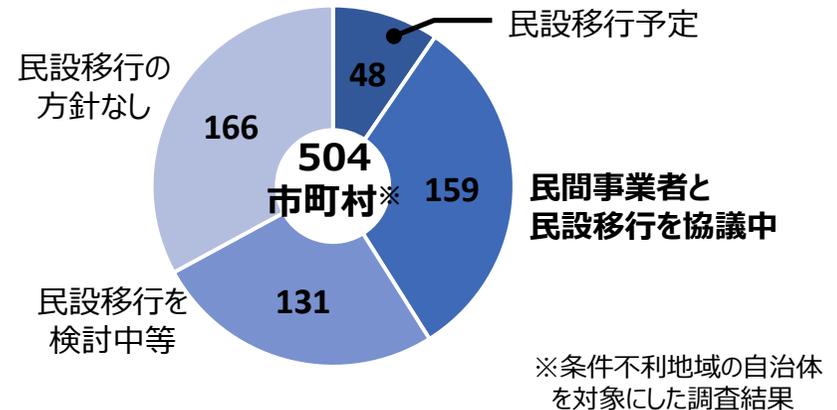
- 地方における固定系超高速ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により、採算性が悪化しつつある。今後、人口減少が一層進展した場合、地方における固定系超高速ブロードバンドサービスの維持が困難になる可能性
- 近年、補正予算等を活用した積極的な整備により、固定系ブロードバンド未整備地域の解消が進展したが、依然として、光ファイバ未整備のエリアが約16万世帯存在（2022年（令和4年）3月末時点）。未整備の主要な理由の一つが、整備後の維持可能性への懸念
- 人口減少の進展等に伴い、地方における公設設備によるサービス提供の継続が困難となることも懸念されている

日本の人口の推移



出典：高齢社会白書(2022年版)を基に総務省作成

公設設備から民設への移行方針の状況（2023年1月現在）



出典：総務省調査

未整備地域の更なる解消や公設設備の民設移行を促進するためには、整備後の維持費用に対する懸念を払拭する必要

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている
 - 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している
- ※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要

- 一定のブロードバンドサービスを**基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている
- ※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる

- 大規模な事業者※が取得する利用者情報について適正な取扱いを義務付ける
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与する

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者にも広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている
 - NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している
- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務を課す
 - 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す

制度の概要

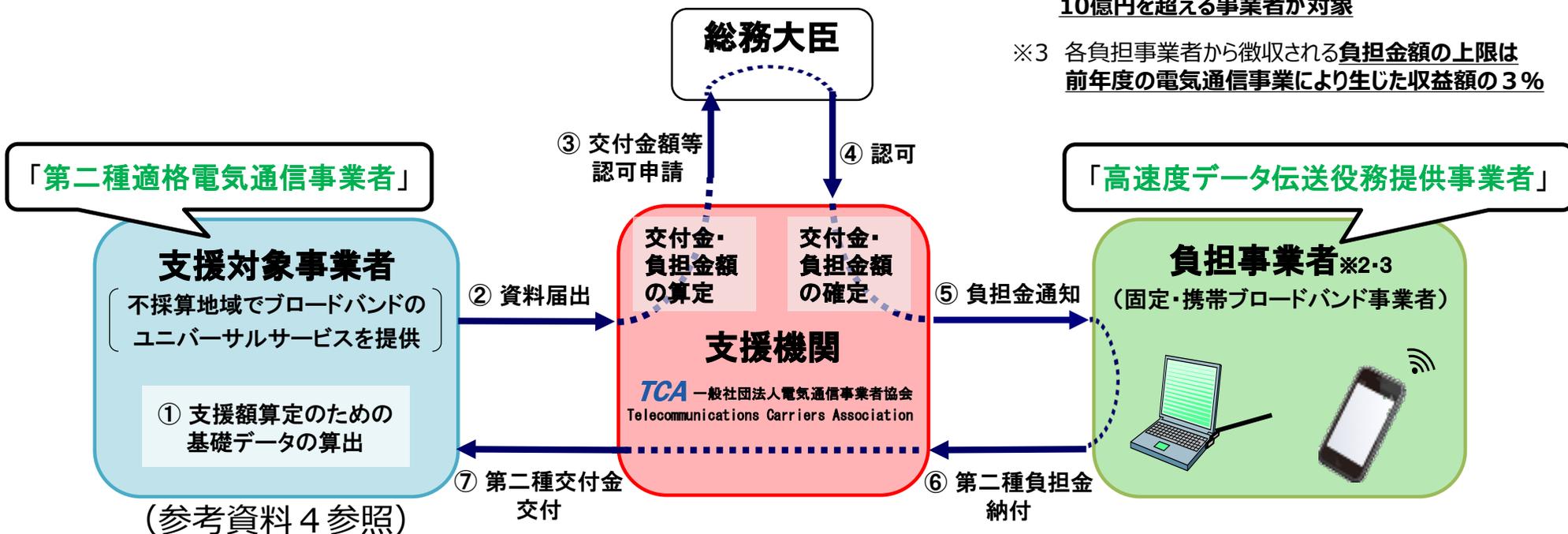
●改正電気通信事業法（令和5年6月16日施行）により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドのユニバーサルサービス）制度を創設

- ◎ 第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して、一定の規律※1を課す
- ◎ 総務大臣の指定を受けた支援対象事業者（第二種適格電気通信事業者）に対しては、全国のブロードバンド事業者（高速データ伝送役務提供事業者）から徴収する負担金（第二種負担金）※2・3を原資とする交付金（第二種交付金）により、不採算地域（支援区域）におけるサービスの維持費用の一部を支援

※1 **主な事業者規律**として、第二号基礎的電気通信役務の契約数の合計が30万を超える事業者及び第二種適格電気通信事業者に対し、**契約約款の作成・届出義務**や**業務区域での役務提供義務**等が課される

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が**10億円を超える事業者が対象**

※3 各負担事業者から徴収される**負担金額の上限は前年度の電気通信事業により生じた収益額の3%**



(参考資料4参照)

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等の在り方」の検討体制

■ユニバーサルサービス政策委員会の下に「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG」を新たに開催することとし、短期間で集中的に議論

情報通信審議会

電気通信事業政策部会

本年7/7

ユニバーサルサービス政策委員会

(主査)	三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授
(主査代理)	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
	春日 教測	甲南大学 経済学部 教授
	砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
	高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

先月
8/1

ブロードバンド基盤WG

〔 R4.7.1 初会合
R4.12.8 取りまとめ 〕

WG取りまとめを踏まえた情通審答申を受けて、
R5.6.16に改正政省令施行

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等に関するWG（構成員等）

本日
9/5

(主査)	関口博正	神奈川大学 経営学部 教授
(主査代理)	相田 仁	東京大学 名誉教授
	三友仁志	早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授
	大谷和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	春日教測	甲南大学 経済学部 教授
	砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
	高橋 賢	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
	長田三紀	情報通信消費者ネットワーク

(オブザーバ)

- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・(一社)テレコムサービス協会
- ・(一社)電気通信事業者協会
- ・(一社)日本インターネットプロバイダー協会
- ・(一社)日本ケーブルテレビ連盟
- ・東日本電信電話(株)
- ・西日本電信電話(株)
- ・(株)NTTドコモ
- ・KDDI(株)
- ・ソフトバンク(株)
- ・(株)オプテージ

諮問の概要

- 総務省は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)により、一定のブロードバンドサービスを「第二号基礎的電気通信役務」(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス)として位置付け、
 - ① 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する規律を設けるとともに、
 - ② 不採算地域で第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する交付金制度を創設する等の内容を含む制度改正を行った
- 上記の制度改正に関連して、政令及び総務省令への委任事項である、第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律や新たな交付金制度の具体的内容等に係る検討結果を取りまとめた情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」(令和5年2月)では、交付金・負担金の詳細な算定方法(例:原価・収益の算定の在り方、共通費の配賦基準、ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方)や特別支援区域の指定の基準となる「大幅な赤字額」の設定方法等について、検討を深めることが適当とされたところである
- 以上により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方について諮問する

答申を希望する事項

- (1) 交付金・負担金の詳細な算定方法(例:原価・収益の算定の在り方、共通費の配賦基準、ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方)
- (2) 特別支援区域の指定の基準
- (3) その他必要と考えられる事項

スケジュール

- 2024年(令和6年)3月を目途に答申を希望。その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を行う

検討事項1. 原価・収益の算定の在り方

(1) 減価償却費の扱い

背景

- ✓ ブロードバンドサービスの未整備地域解消のための設備の初期整備に要する費用は、「高度無線環境整備推進事業」等の国の補助金や、関連する地方財政措置等の公的な財政的支援によって行われていくことを想定（参考資料2・3参照）
- ✓ これを踏まえて、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ（令和4年2月2日）においては、「支援対象経費となる設備コストには、設備の初期整備に要する費用は含まれないが、既設設備の更新に要した費用は、減価償却費として、更新年以降の毎年の設備コストに含まれるものとするのが適当」と結論（※4）
※4 同取りまとめ報告書には、「新たな交付金制度は自治体の財政支援を目的とするものではないことから、当該設備が自治体の設置する公設設備である場合は、その更新費用は支援対象経費に含まれないものとするのが適当」との注釈もある
- ✓ 他方で、情報通信審議会答申（令和5年2月7日。以下「2月答申」という。）においては、「ユニバーサルサービス制度による交付金と、設備構築・更新等への補助金」によって「二重の支援とならないように留意することが必要である」旨の結論が出された（2月答申P49）

検討事項1.(1)

- ✓ ①既設設備の更新に要した費用を更新年以降の毎年の設備コストとして減価償却費に計上することについて、どのように考えるか
- ✓ ②減価償却費を計上する場合に当たって、考慮すべき事項はあるか

検討事項1. 原価・収益の算定の在り方

(2) 特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等のコスト等について

背景

- ✓ 特別支援区域においては、当該区域内の世帯数が限定的であることに鑑みると、光ファイバを新規に整備した場合や、公設の光ファイバが民設移行された場合には、未利用芯線が一定数発生し、その割合は他地域よりも高くなることが想定される
- ✓ 未利用芯線の維持費用といった光ファイバのコストは、現行の他制度（接続制度）では、加入光ファイバなどの第一種指定電気通信設備（A事業者が所有する設備のうち、他事業者が事業を展開する上で不可欠なものとして総務大臣が指定したもの。当該他事業者は当該設備に接続する際、A事業者に接続料を支払う）の全国均一接続料原価（接続料を算定するに当たって必要となる、設備のコスト）に算入されることになる
- ✓ したがって、特別支援区域において新規整備や民設移行が進めば進むほど、この全国均一接続料原価が上昇する要因になるとともに、第一種指定電気設備に接続する事業者が、実質的なこのコスト（特別支援区域における、未利用芯線の維持費用といった光ファイバのコスト）の負担者となり得る
- ✓ このほかに、2月答申では、この光ファイバのコストについては、ユニバーサルサービス制度の支援対象の費用として算入される場合には、「ユニバーサルサービス制度による交付金と、接続料又は卸料金」と「二重の支援とならないように留意することが必要である」旨の指摘もなされている（2月答申P49）

検討事項1.(2)

- ✓ 特別支援区域における未利用芯線等のコスト等の処理を念頭に、全国均一接続料原価の高騰を抑止するとともに、ユニバーサルサービス制度による交付金と接続料等と二重のコスト回収とならないようにするため、接続料原価の範囲等とブロードバンドのユニバーサルサービス制度による支援の在り方について、どのように考えるか

検討事項1. 原価・収益の算定の在り方

(3) 利用部門コストの算定

背景

- ✓ 2月答申では、支援区域の指定に当たって、「標準的なモデルを用いることとし、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計」すること(2月答申P35)、また、「交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いること」(2月答申P49)がそれぞれ適当である旨の結論が出された
- ✓ このうち後者の「交付金算定モデル(仮称)」を用いて交付金を算定するに当たっては、ユニバーサルサービス(第二号基礎的電気通信役務)の提供に要した原価を「設備管理部門」と「設備利用部門」に分けて整理(2月答申P46)
- ✓ 設備管理部門については、2月答申により、交付金の費用算定の対象設備は、「アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当」と結論付けられた(※5) (参考資料4参照)
※5 なお、中継回線設備については、「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられる」との結論を得ている
- ✓ 一方で、設備利用部門については、2月答申において、「二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当」との結論の方向性が示された(2月答申P47)
- ✓ なお、電話のユニバーサルサービス(第一号基礎的電気通信役務)においては、販売手数料・宣伝費の販売促進費等の費用を算定コストから控除した上で、最後に効率化率を用いて原価を算定(参考資料10参照)

各モデル（標準判定式）のイメージ

区域指定モデル（仮称）

（町字別アクセス回線）+（町字別海底ケーブル）
+（町字別中継回線）+（町字別利用部門（営業費等））
により全体コストを算定の上、
1回線当たりのコストを算定することを想定



町字別の1回線あたりの費用A

（区域指定モデルにおける費用は町字の面積や世帯数、
効率的な設備管理を考慮して算定することを想定）

交付金算定モデル（仮称）

（町字別アクセス回線）+（町字別海底ケーブル）
+（町字別利用部門（営業費等））
により交付金対象範囲の設備コストを算定の上、
1回線当たりのコストを算定することを想定



町字別の1回線あたりの費用B

（参考資料4参照）

（注）各モデル（標準判定式）の構築は、政策審議ではなく、すぐれて技術的なものになるため、別途総務省に検討の場を設ける予定

検討事項1.(3)

- ✓ ①設備利用部門の原価を算定するに当たって、電話ユニバと同様に、効率化率を用いる手法についてどう考えるか。仮に用いない場合、必要最小限のコストに限定すべきとの考えから、代替手法をどのように考えるか
- ✓ ②「競争対応費用」の具体的な項目を特定するに当たって、ブロードバンドのユニバーサルサービスを国民に訴求するため、例えば、宣伝費についてはこれを原価として算入することについてどう考えるか

検討事項2. 共通費の配賦基準

他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備等の費用の配賦基準

背景

- ✓ ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金について、不採算区域における適切な支援を行い、交付金額の肥大化を回避しなければならない
- ✓ 2月答申においては、交付金算定のための対象設備として、「①他の役務と共用している設備（例：通信事業と放送事業とで共用している設備等）や②他事業者と共用している設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等）については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要である」との結論を得た（2月答申P49）
- ✓ なお、この結論に至る過程で、提供サービスの内容や料金設定など、事業者個別の事情（例：放送サービスをオプションサービスとして提供している場合など）や費用按分する際にも事業者によって異なる考え方がある旨の意見もあったところ（ブロードバンド基盤ワーキンググループ 第3回（令和4年9月5日））

検討事項2.

- ✓ 「他の役務と共用している設備」や「他事業者と共用している設備」に関して費用配賦するに際し、適切なコストドライバをどのように考えるか

検討事項3. ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

(1) ベンチマーク方式※⁶におけるベンチマークの基準の設定 ※⁶ 費用の一定部分を支援対象とする方式

背景

- ✓ 2月答申では、「地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である」と結論付けられた(2月答申P53)
- ✓ なお、ベンチマーク方式の考え方は、電話ユニバーサルサービス制度における交付金の算定の際にも用いられており、具体的には、「全国平均費用+標準偏差の2倍」がベンチマークとして設定されている

検討事項3.(1)

- ✓ ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度において、原則としてベンチマーク方式を採用するとして、そのベンチマークをどの水準に設定するのが適当と考えるか

(2) 収入費用方式※⁷における費用と収益の範囲の設定 ※⁷ 費用と収益の差額を支援対象とする方式

背景

- ✓ 2月答申においては、原則、ベンチマーク方式を採用しつつも、特別支援区域においては、「例えば、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である」と結論付けられた(2月答申P53)

検討事項3.(2)

- ✓ 収入費用方式を採用した場合、標準的なモデルで算定に用いる「費用」と「収入」の内容・範囲をどう考えるか

検討事項4. 基準となる「大幅な赤字額」の設定

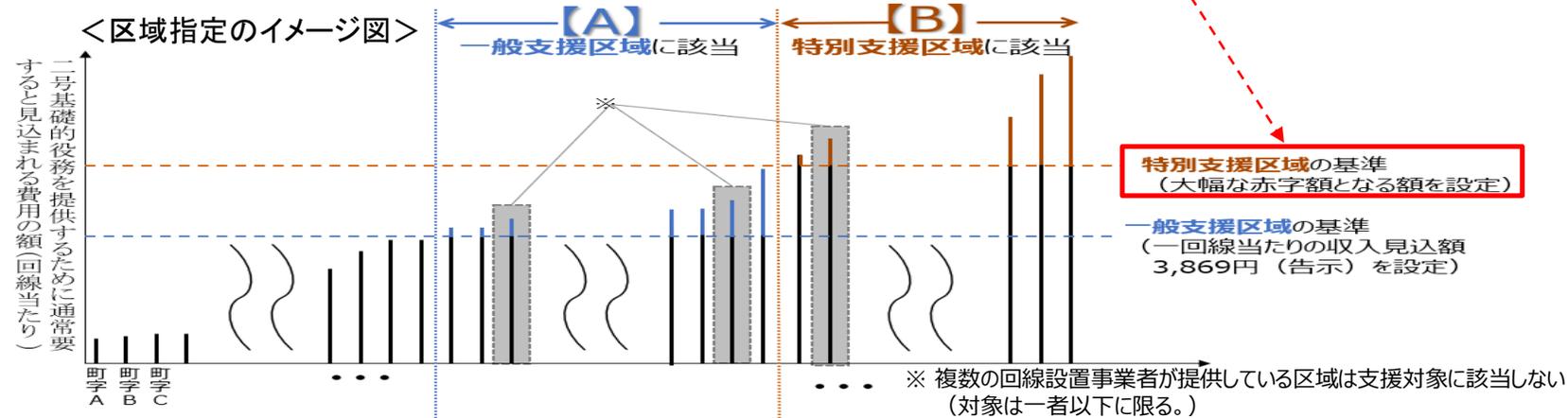
背景

- ✓ 一般支援区域の指定については、2月答申において「標準的なモデルを用いることとし、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計し、収益については1回線当たりの平均的な収入見込額を設定することが適当である」との結論を得た(2月答申P35)
- ✓ これを踏まえ、収入見込額は「3,869円」に設定(本年6月に告示)し、この額を上回るコストの区域については、「モデル上の赤字区域」として「一般支援区域」に指定するよう制度を整備
- ✓ 一方、特別支援区域については、2月答申において、「一般支援区域の場合と同様に標準的なモデルを用いて算定することとし、モデル上の大幅な赤字地域の水準となる「総務省令で定める額」は、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当である」と結論付けられた

(参考資料5・6参照)

検討事項4.

- ✓ 「大幅な赤字額」の基準をどのように考えるか



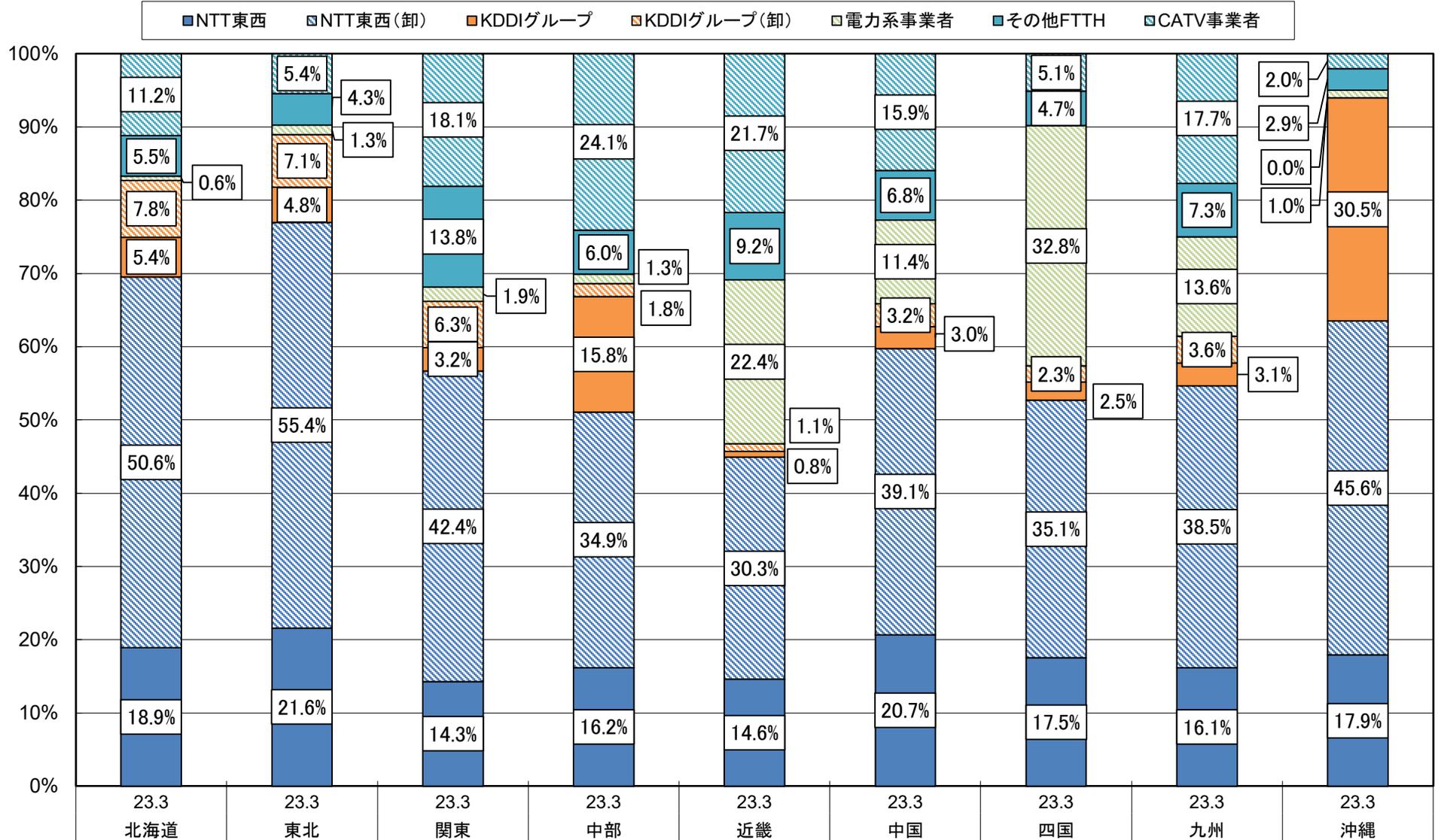
検討事項5.

- ✓ ①「高速度データ伝送役務提供事業者」となるのは、前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額が10億円を超えている電気通信事業者であるところ、この収益をどのように算定するか
(注) ここでいう「電気通信役務」は第二号基礎的電気通信役務に限られない
- ✓ ②「第二種負担金」は、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額の3%以下としなければならないところ、この収益をどのように算定するか(上記①と同一と考えてよいか)
- ✓ ③第二種負担金の額の算定に当たり、上記①②以外に留意すべき点はあるか
- ✓ ④高速度データ伝送役務提供事業者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき一定の率を乗じて計算した額を延滞金として納付しなければならないところ、この一定の率の設定に当たり、留意すべき点はあるか
- ✓ ⑤その他交付金・負担金の算定等に当たり、留意が必要と考えられることはないか

(参考資料7・10参照)

參考資料

有線ブロードバンドは、NTT東西等の全国事業者のほか、電力系の通信事業者や地場のCATV事業者、公設公営の自治体など、様々な事業者によって提供されている。



出典:電気通信事業報告規則に基づく報告(2023年3月末時点)

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助

- ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
- イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
- ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
- エ 負担割合：

令和5年度当初予算額：42.0 億円

〔 令和4年度当初予算：36.8億円
令和4年度2次補正予算：28.4億円 〕

（自治体が整備する場合）

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※) 財力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

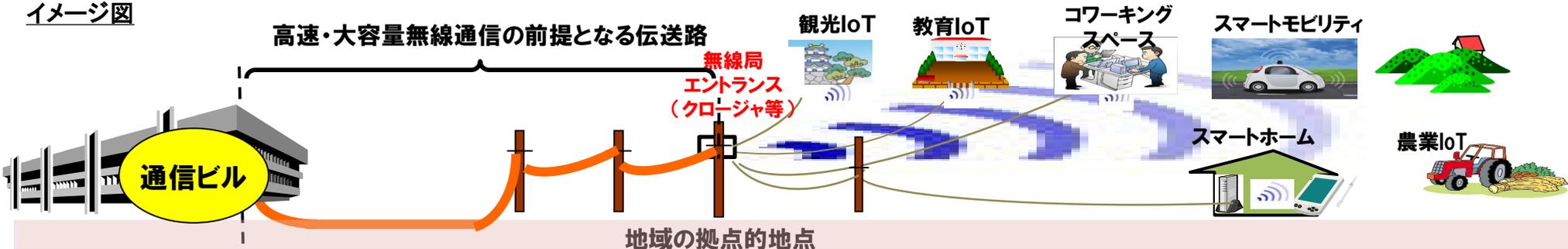
国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

イメージ図



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

	新規整備		公設から民設へ移行
	(回線所有者が事業者の場合) 民設	(回線所有者が自治体の場合) 公設	
整備費用	<p>高度無線環境整備推進事業 離島：整備費の1/2 その他条件不利地域：整備費の1/3</p> <p>○自治体が事業者負担分の一部を任意で補助する場合</p> <p>地方財政措置 (過疎債等※8)</p>	<p>高度無線環境整備推進事業 離島：整備費の2/3 その他条件不利地域：整備費の1/2</p> <p>○自治体負担分</p> <p>地方財政措置 (過疎債等)</p>	<p>高度無線環境整備推進事業 離島：整備費の1/2 その他条件不利地域：整備費の1/3 ただし、設備更改による1回線あたりの速度上昇が必要</p> <p>○自治体が事業者負担分の一部を任意で補助する場合</p> <p>地方財政措置 (過疎債等※8)</p>
維持費用	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金 提供事業者が一者以下かつ赤字地域(町字単位)：維持費用の一部</p> <p>○自治体が事業者負担分の一部を任意で補助する場合</p> <p>地方財政措置 (過疎債等※8)</p>	<p>離島地域のみ 高度無線環境整備推進事業 (維持費用の補助はR5年度まで) 維持管理に係る収支赤字の1/2</p> <p>○自治体負担分</p> <p>地方財政措置 (特別交付税措置)</p>	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金 提供事業者が一者以下かつ赤字地域(町字単位)：維持費用の一部</p> <p>○自治体が事業者負担分の一部を任意で補助する場合</p> <p>地方財政措置 (過疎債等※8)</p>

※8 自治体は、事業者負担分の一部を任意で補助することもできる
この自治体の補助に要する経費の一部については、地方財政措置（過疎債、辺地債、地域活性化事業債、合併特例債、特別交付税）を講じている

支援対象事業者

支援区域でブロードバンドのユニバーサルサービスを提供するブロードバンド事業者のうち、総務大臣の指定を受けた者※9（「第二種適格電気通信事業者」）

※9 この交付金制度は、不採算地域におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するための事業者間の相互扶助の仕組みであり、自治体の財政支援を目的としたものではない

【指定の要件】

- 「ブロードバンドのユニバーサルサービスに関する収支表」や「特別支援区域整備・役務提供計画書」を公表していること
- 一定の世帯をカバーする規模の回線設備を有していること など

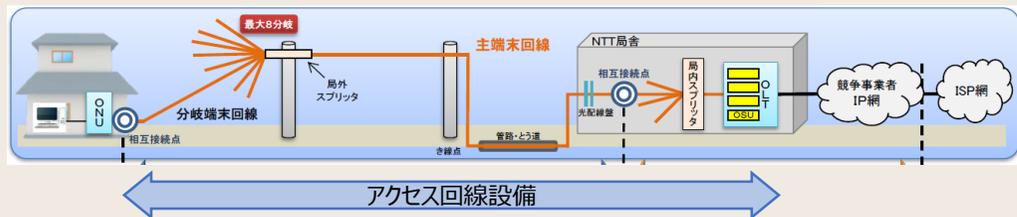
第二種交付金

不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用の一部を支援する交付金

【第二種交付金の対象コスト】

- 交付金算定の対象設備は、アクセス回線と海底ケーブルの維持費用が基本

（アクセス回線設備のイメージ）



（海底ケーブルのイメージ）



ブロードバンドのユニバーサルサービス

国民生活に不可欠であるためあまなく日本全国における提供が確保されるべきサービス

該当するサービス※10

- FTTH
- CATV（HFC方式※11）
- ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型） ※12

※10 下り名目速度30Mbps以上のものに限る
 ※11 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式。上り名目速度10Mbps以上のもの
 ※12 固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

支援区域の指定

第二種交付金による支援が必要な不採算地域として、要件に従い総務大臣が指定



（副次効果として）未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進

※13 標準的なモデルにより算定
 ※14 区域内の世帯カバー率が50%以下
 ※15 自治体が所有する設備がある地域

区域ごとの収支要件と対象設備

一般支援区域では赤字事業者を、特別支援区域では赤字・黒字事業者をそれぞれ支援

《施行日と初回の区域指定との関係（経過措置的整理）》

区域の分類	ブロードバンドのユニバーサルサービス全体収支	施行日(R5.6.16)よりも前に	施行日以後初回の区域指定日の前日までに
		新規整備、又は民設民営に移行した回線設備	
一般支援区域	赤字事業者	支援対象	
	黒字事業者	支援対象外	
特別支援区域	赤字事業者	支援対象	
	黒字事業者	支援対象外	支援対象※17

（一般的な）区域指定後の取扱い※16	
区域指定時点で既設の回線設備	区域指定後、新規整備、又は民設民営に移行した回線設備
支援対象	
支援対象外	
支援対象	
支援対象外	支援対象

※16 初回の区域指定日の前日までの考え方は左表の「経過措置的整理」による
 ※17 施行日以後初回の区域指定日の前日までの間に新規整備、又は民設民営に移行した回線設備については、初回の区域指定時点で「既設の回線設備」に該当し、黒字事業者の場合「支援対象外」となり得るところ、（早期の新規整備や民設民営への移行を促進する観点から）例外的に支援対象とする。ただし、その後、当該区域に係る特別支援区域の指定が解除された場合には、再び特別支援区域に指定されたとしても、右表の一般的な取扱いに従い（一般支援区域の黒字事業者の扱いに倣い）、支援対象外となる

◆電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

※「総務省令」は未整備

（第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定）

第一百条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「**一般支援区域**」という。）として指定することができる。

- 一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。
 - 二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を提供している電気通信事業者（当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。）の数が一以下であること。
- ② 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「**特別支援区域**」という。）として指定することができる。
- 一 次のいずれかに該当すること。
 - イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。
 - ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。
 - 二 前項第二号に該当すること。

③・④（略）

（第二種交付金の交付）

第一百条の四 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第七号第二号の交付金（以下「**第二種交付金**」という。）の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

②（略）

③ 第二種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種交付金の額の算定をするための資料として、その担当支援区域ごとに、当該算定の前年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

④ 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定し、同項の収益は、標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

⑤（略）

◆電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

※「総務省令」は未整備

（第二種負担金の徴収）

第一百条の五 支援機関は、年度ごとに、第七十二条第二号に掲げる業務（これに附随する業務を含む。第十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（次項において準用する第一百条第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の高速度データ伝送役務提供事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の高速度データ伝送役務提供事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第二種負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

②（略）

◆電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）

（第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）

第五条の二 法第一百条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。

② 法第一百条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。

◆電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（法第一百条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務）

第四十条の七の二 法第一百条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務
 - イ フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）
 - ロ A T M交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）
 - ハ 自営等 B W Aアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）
 - ニ I P－V P Nサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）
 - ホ 広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）
 - ヘ 専用役務
 - ト 仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）
 - チ 通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

- NTT東西独力による日本全国の電話網の維持が困難となったことを踏まえ、2001年(平成13年)の電気通信事業法の改正により、
 - **第一号基礎的電気通信役務**(国民生活に不可欠であるため、ユニバーサルサービスとしてあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス)に**固定電話、公衆電話、緊急通報**を位置付けるとともに、
 - **当該役務の提供事業者**(NTT東・西)に、**交付金を交付する制度**(ユニバーサルサービス交付金制度)を創設
- 交付金の原資は、**受益者負担**の考え方にに基づき、**NTT東西の電話網と接続する各事業者が負担**(利用者に転嫁)

該当するサービス

固定電話 公衆電話 緊急通報
(110、118、119)



※携帯電話、ブロードバンド、電子メール等は、基礎的電気通信役務ではない。



電話のユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者

携帯電話事業者 固定電話事業者 IP電話事業者



補填

負担金

(電気通信番号数に応じて負担)

2円/月・番号
(令和5年)

支援対象事業者

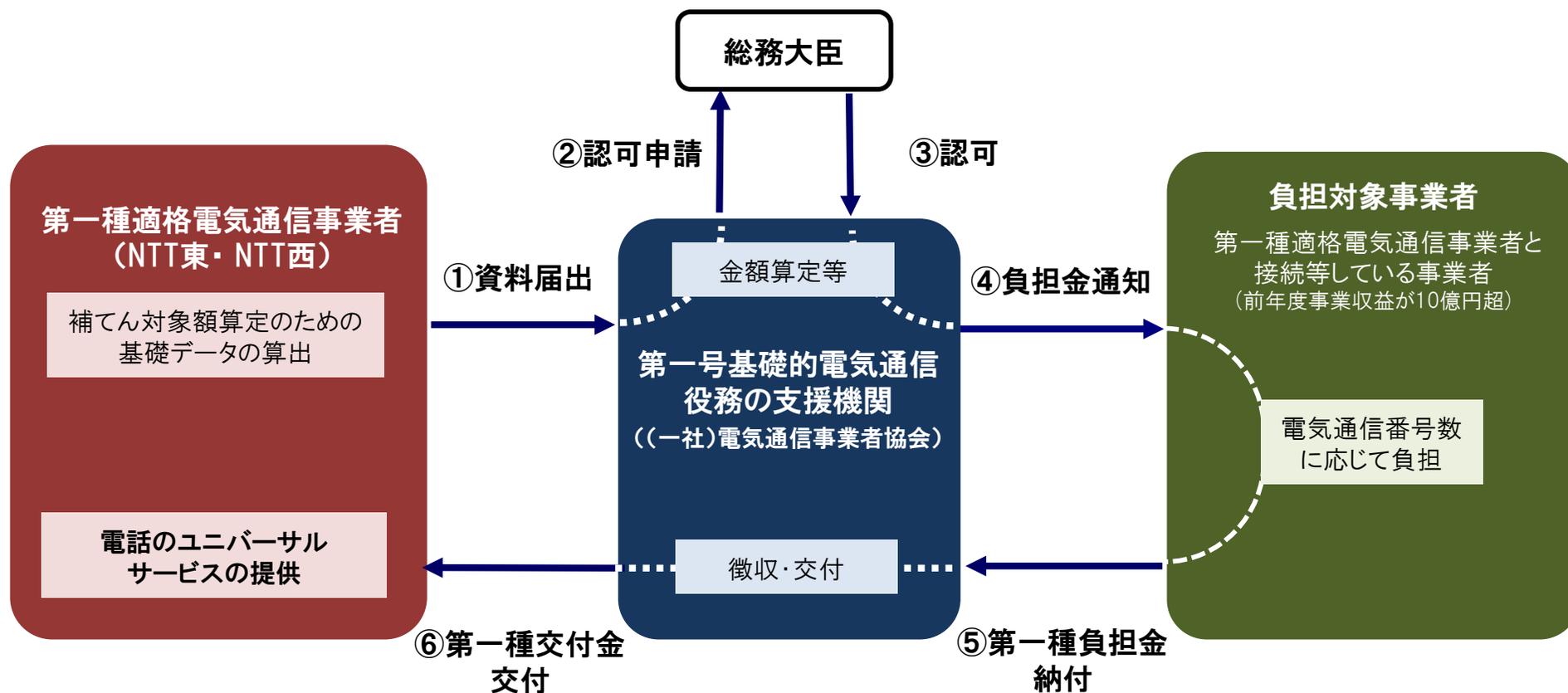
NTT東日本
NTT西日本

交付金

(赤字の一部を補填)

64億円
(令和4年度認可)

- 第一号基礎的電気通信役務の支援機関（＝一般社団法人電気通信事業者協会）が負担対象事業者から負担金（第一種負担金）を徴収し、第一種適格電気通信事業者（＝NTT東西）に交付金（第一種交付金）を交付（民間事業者間の相互扶助の仕組み）
- 毎年の第一種負担金・第一種交付金の額は、審議会への諮問やパブコメを経て、総務大臣が認可



◆ 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）

（設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）

第十九条 設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところにより設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表を作成して、同表の「前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価」の欄に掲げる原価から、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に必要な最低限度の原価以外の原価として同表の「控除対象原価の内容」欄に掲げる原価（以下「控除対象原価」という。）を控除した後のものに、**効率化率を乗じて算定**し、支援機関に提出するものとする。

② 前項に定める**効率化率**は、年度ごとに、当該年度の計画に基づいた電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用を、当該年度の前年度に実際に要した電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用で除して得た割合を乗じて算定するものとする。

（延滞利息）

第二十九条 法第一百十条第五項の総務省令で定める率は、一万分の四とする。

◆ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（第一種負担金の徴収）

第一百十条（略）

②～④（略）

⑤ 第三項の規定による通知を受けた接続電気通信事業者等は、納付期限までにその第一種負担金を納付しないときは、第一種負担金の額に納付期限の翌日から当該第一種負担金を納付する日までの日数一日につき総務省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。

（第二種負担金の徴収）

第一百十条の五（略）

② 第一百十条第二項から第八項までの規定は、第二種負担金について準用する。この場合において、同条第三項中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速度データ伝送役務提供事業者（第一百十条の五第一項に規定する高速度データ伝送役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四項から第八項までの規定中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速度データ伝送役務提供事業者」と読み替えるものとする。